

札幌市横断歩道橋ネーミングライツ事業に関する質問について(FAQ)

○想定される質問を掲載しております。ご不明な点がございましたら、まずはこちらをご確認ください。

応募について

- Q1-1.今回の応募対象はなぜ6橋なのですか。
Q1-2.会社の場所が歩道橋の近くではありませんが応募可能ですか。
Q1-3.個人事業主は応募できますか。
Q1-4.広告代理店が、他企業の代理として応募することは可能ですか。
Q1-5.応募を希望する歩道橋に他に応募者がいるかを事前に教えてもらうことはできますか。
Q1-6.複数の歩道橋に申し込むことは可能ですか。可能な場合、応募書類は複数必要ですか。
Q1-7.申し込んだ歩道橋で選定されなかった場合、他の歩道橋へ振替してもらえますか。

契約について

- Q2-1.歩道橋によって、契約料の最低金額がなぜ違うのですか。
Q2-2.応募金額の高いところがパートナーとして選定されますか。
Q2-3.企業・団体等が負担する費用について教えてください。
Q2-4.最長何年まで契約できますか。契約期間の変更はできますか。
Q2-5.契約期間満了後も引き続き愛称を標示することはできますか。

標示について

- Q3-1.愛称として歩道橋に標示できる内容を教えてください。
Q3-2.契約期間内に愛称の変更が可能な場合(「特段の理由」)とは、具体的にどういったケースですか。
Q3-3.文字の大きさを変えることは可能ですか。
Q3-4.文字の色を複数使用することは可能ですか。
Q3-5.応募を希望する歩道橋の桁部分に、「〇〇歩道橋」(施設名標示)がすでに標示されています。
どの場所に愛称を標示できますか。
Q3-6.標示箇所ごとに標示内容を変更することは可能ですか。
Q3-7.橋脚、階段、高欄(柵)、ガラス部分などに愛称を標示することはできますか。
Q3-8.歩道橋の桁部分にすでに道案内の看板等が設置されています。これらを移動させて愛称を付けることはできますか。
Q3-9.施工業者は紹介してもらえますか。
Q3-10.契約満了になる場合、愛称の消去はいつまでに行わなければならないのですか。

応募について

- Q1-1.今回の応募対象はなぜ6橋なのですか。
札幌市が管理する市道・道道の道路区域内にある歩道橋のうち、需要が見込まれ、補修工事等を予定していない歩道橋から選定した結果、今回は6橋で応募を行うこととしました。
Q1-2.会社の場所が歩道橋の近くではありませんが応募可能ですか。
対象歩道橋の近くに会社がある必要はありません。札幌市外の企業でも応募可能です。
Q1-3.個人事業主は応募できますか。
個人事業主は応募できません。応募対象は企業等の法人としています。
Q1-4.広告代理店が、他企業の代理として応募することは可能ですか。
委任状があれば可能です。委任状がなくても、提出書類の持参などは可能です。
Q1-5.応募を希望する歩道橋に他に応募者がいるかを事前に教えてもらうことはできますか。
応募状況について、募集期間中はお答えできません。
Q1-6.複数の歩道橋に申し込むことは可能ですか。可能な場合、応募書類は複数必要ですか。
可能です。複数申し込む場合、申込書は歩道橋ごとに作成・提出ください。
その他の提出書類は原本を1部ずつ添付すれば、他の歩道橋分はコピーで問題ありません。
Q1-7.申し込んだ歩道橋で選定されなかった場合、他の歩道橋へ振替してもらえますか。
他に応募者のいない歩道橋があっても、振替は行いません。

契約について	
Q2-1.歩道橋によって、契約料の最低金額がなぜ違うのですか。	契約料の最低金額は、歩道橋直下の車両交通量なども考慮し、歩道橋ごとに設定しています。なお、菊水歩道橋(円形)は標示可能箇所が多い(5箇所)ため、最低金額も高く設定しています。
Q2-2.応募金額の高いところがパートナーとして選定されますか。	応募金額の多寡は主要な審査項目となっていますが、他の審査項目もありますので、必ずしも応募金額が一番高い応募者が選定されるわけではありません。
Q2-3.企業・団体等が負担する費用について教えてください。	具体的な金額については、個別に施工可能な業者から見積もりを取っていただき、ご確認ください。 企業・団体側でご負担いただくものは、主に以下の費用になります。 1. 応募(申込)に係る費用(提出書類の準備費用等) 2. 契約料(歩道橋ネーミングライツパートナー料) 3. 愛称のデザイン作成や歩道橋への標示及び契約終了時の消去に要する費用 ※ 歩道橋に標示するためのシール(フィルムシート等)、警察署への道路使用許可申請手数料、設置作業車などの機材に係る費用、設置作業中の交通誘導員の人件費 など
Q2-4.最長何年まで契約できますか。契約期間の変更はできますか。	今回の契約期間は令和10年3月までの約3年間です。契約期間を長くも短くもできません。
Q2-5.契約期間満了後も引き続き愛称を標示することはできますか。	引き続き標示することについては新たな契約となりますが、現契約の満了日6か月前までに契約延長の連絡をいただければ、優先的に交渉することが可能です。
標示について	
Q3-1.愛称として歩道橋に標示できる内容を教えてください。	企業名(団体名)、店舗名、商品名、ブランド名及びロゴマークとなります。標語等メッセージ(例:「豊かな暮らしへ」「工事のことなら〇〇建設」など)は掲載できません。
Q3-2.契約期間内に愛称の変更が可能な場合(「特段の理由」)とは、具体的にどういったケースですか。	企業名(団体名)の変更、商品・ブランドの取扱終了等による場合を想定しています。
Q3-3.文字の大きさを変えることは可能ですか。	文字の大きさは、1文字30cm角、文字と文字の間隔は3cm以上を基準とします。
Q3-4.文字の色を複数使用することは可能ですか。	1橋につき1色とします。ロゴについては色の指定・色数に制限はありません。 なお、文字色・ロゴいずれも、蛍光色、信号や標識の視認性を損なうおそれがあるもの、反射性のある色は不可とします。
Q3-5.応募を希望する歩道橋の桁部分に、「〇〇歩道橋」(施設名標示)がすでに標示されています。どの場所に愛称を標示できますか。	背景色と同系色のシール(フィルムシート等)を既存文字標示上に貼り付け、その上に文字を標示をすることが可能です。
Q3-6.標示箇所ごとに標示内容を変更することは可能ですか。	標示する愛称は統一していただきます。
Q3-7.橋脚、階段、高欄(柵)、ガラス部分などに愛称を標示することはできますか。	標示することはできません。標示イメージは歩道橋別カルテをご確認ください。
Q3-8.歩道橋の桁部分にすでに道案内の看板等が設置されています。これらを移動させて愛称を付けることはできますか。	すでに設置されている信号機や標識は移動できません。
Q3-9.施工業者は紹介してもらえますか。	本市からは民間の特定業者を案内することはできません。 応募者が個別にお問い合わせいただくこととなりますが、一般的には、看板広告設置・歩道橋修繕などの施工経験のある業者が考えられます。
Q3-10.契約満了になる場合、愛称の消去はいつまでに行わなければならないのですか。	契約満了までに愛称を消去していただきます。 愛称標示時と同様に、警察署への道路使用許可申請や本市への承認工事申請、作業車の手配などが必要となりますので、十分な期間を確保するようにしてください。